

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成 29 年 8 月 28 日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和 6 年 7 月 18 日

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 一 | 研究課題 | 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。 |
| 二 | 成果公開 | 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。 |
| 三 | 審査委員又は評価者 | 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。 |
| 四 | 被評価者 | 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
(1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
(2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
(3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。））
(4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
(5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者 |
| 五 | 審査意見書作成者 | 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。 |
| 六 | 海外レビュー | 国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査において海外レビューを行う海外の研究機関に所属する研究者をいう。 |
| 七 | 評価協力者 | 基盤研究（S）の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。 |

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査(事前評価)

(1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究、基盤研究(S)及び国際先導研究に係る補助金及び基金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書(国際先導研究においては、審査意見書及び海外レビューの結果)を活用する。

(2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

二 研究進捗評価

三 中間評価

四 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価) 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者、海外レビュー及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を外部に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)

七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び外部に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

(1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（評価結果の開示等）

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

(1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。

(2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添17「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（令和3年12月改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）を参考に研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3) 研究代表者が研究分担者ととともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。

(4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。

(6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。

(7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

(8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（応募区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）

① 研究課題の選定方針

- ア 新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 平成30年度助成以降に特別推進研究の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- オ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- カ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。なお、真に必要な場合は7年まで可能とする。

③ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

④ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査により決定する。

(2) 科学研究費（基盤研究、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的研究）【略】

(3) 科学研究費（奨励研究）【略】

(4) 研究成果公開促進費【略】

(5) 特別研究員奨励費【略】

(6) 国際共同研究加速基金【略】

（審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 審査の進め方

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

ア 審査意見書の作成

- a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼
書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、意見を付す。また、当該研究課題の研究経費の内容について、意見を付すことができる。
- b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼
合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
審査意見書作成者は、研究計画調書のうち Web 入力項目(前半)及び添付ファイル項目 S-1(1)に基づき、次の要素に着目し、意見を付す。
 - (a) 当該研究分野の現状と動向の中で、当該研究課題の目的、内容が新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のあるものであるか。
 - (b) 当該研究課題は、当該研究者の着想に基づいた独創性の高い優れた研究課題であるか。
 - (c) 当該研究者は、当該研究課題を実行できる能力が認められるか。

イ ヒアリング研究課題の選定

- a 各小委員会に属する審査委員は、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、研究計画調書及び審査意見書により、書面審査としてヒアリングの可否及び審査意見を付す。
- b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書等をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

- (a) 時間配分の目安
 - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
 - (イ) 質疑応答…………… 20分
 - (ウ) 審査結果の記載…………… 5分
- (b) 説明者
研究代表者を含め3名以内
- (c) 説明資料
研究計画調書及び追加説明資料

エ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点

(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

(2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 特別推進研究として推進する必要性

- ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究として、ふさわしいか。

(b) 研究の独創性及び研究の意義

- ・研究目的、方法が独創的であるか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

(c) 研究分野の現状と動向及びその中でこの研究課題の位置づけ

- ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
- ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。

(d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。

(e) 応募研究経費の妥当性

- ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(f) 複数回受給の妥当性

- ・これまでに特別推進研究を受給している場合は、研究の目的、内容が全く異なるものであるか(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る)。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
○	優先して採択すべきもの
(空白)	上記以外のもの

(3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。

- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

- 二 基盤研究（S）【略】
- 三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）【略】
- 四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究【略】
- 五 研究活動スタート支援【略】
- 六 挑戦的研究【略】
- 七 奨励研究【略】
- 八 研究成果公開促進費【略】
- 九 特別研究員奨励費【略】
- 十 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）【略】
- 十一 国際共同研究加速基金（海外連携研究）【略】
- 十二 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）【略】
- 十三 国際共同研究加速基金（国際先導研究）【略】

（審査結果の開示）

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

一 特別推進研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位及び審査結果の所見を開示する。

- 二 基盤研究（S）【略】
- 三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）【略】
- 四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究【略】
- 五 挑戦的研究（開拓）【略】
- 六 挑戦的研究（萌芽）【略】
- 七 研究活動スタート支援、奨励研究【略】
- 八 国際情報発信強化【略】
- 九 研究成果公開発表（研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）、学術図書、データベース【略】
- 十 研究成果公開発表（B）「ひらめき☆ときめきサイエンス」【略】
- 十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、海外連携研究）【略】
- 十二 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）【略】
- 十三 国際先導研究【略】

第3章 研究進捗評価【略】

第4章 中間評価

（中間評価の方針）

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

一 研究課題に対する中間評価

中間評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

二 成果公開に対する中間評価【略】

（中間評価の対象）

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題（平成30年度以降に採択された研究課題に限る。）並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

（中間評価の実施体制）

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

（中間評価の方法）

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次に掲げる時期に、ヒアリングを踏まえ合議により行う。

研究期間	中間評価の実施時期
3年間	2年度目
4～5年間	3年度目
6～7年間	4年度目

なお、ヒアリングによる評価で判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 評価結果の記載 …… 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 評価結果の記載

評価者は、ヒアリング終了後、研究課題ごとに「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前にヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び中間評価案について合議を行い、評価コメント及び中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)

(c) 研究組織

- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A＋	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A－	一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要であるが、概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれる
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）【略】

三 国際情報発信強化 【略】

（中間評価結果の開示等）

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第5章 事後評価

（事後評価の方針）

第24条 事後評価は、対象となる研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

（事後評価の対象）

第25条 事後評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題（平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る。）について行う。

（事後評価の実施体制）

第26条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評 価 事 項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

（事後評価の方法）

第27条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書、関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、事後評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が

- あったか。
- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。
- (b) 研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。
- (c) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されたか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A＋	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A－	一部十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果があった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

二 基盤研究（S）【略】

（事後評価結果の開示等）

第28条 事後評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

附則（令和6年7月18日）

この規程は、令和6年7月18日から施行する。